

平成 28 年 8 月 12 日

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」への意見

一般社団法人全国地方銀行協会

当協会の規制改革要望に対し迅速に検討いただき、銀行店舗および銀行代理店について営業時間を弾力化する改正案を提示いただいたことを高く評価する。

本改正案が実現すれば、人口減少が進む地域でも店舗等が維持しやすくなり地方創生に資するほか、商業施設内店舗など法定営業時間を確保できない店舗においても当座預金業務を営むことができるようになるなど、顧客利便の向上にもつながると考えられるため、早期に実施に移されるよう期待したい。

以 上